

議案第52号

読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

第1条 読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例（平成
9年読谷村条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165を、12
月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 読谷村特別職の職員の給与等並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部
を次のように改正する。

第4条第2項中「6月に支給する場合には100分の165を、12月に支給する場
合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1
日から施行する。

令和5年11月24日提出

読谷村長 石 嶺 傳 實